平成２４年（ヒ）第３００４号
川崎市川崎区藤崎４丁目４番４号
清算株式会社　三尾建設株式会社
代表清算人　飯野登美雄
1　決定年月日　平成24年12月13日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　協定債権の確認及び債務免除
⑴　各債権者(以下､｢各協定債権者｣という。)は、清算株式会社に対する各協定債権額が別紙一覧表記載の各議決権額（開始決定日である平成24年９月18日における残元金、利息及び遅延損害金の合計額）であることを、それぞれ確認する。
⑵　各協定債権者は、清算株式会社に対し、上記各協定債権額並びにこれに対する平成24年９月19日から本協定の認可の決定の確定日までに発生する利息及び遅延損害金につき、それぞれ､その債務を全額免除する。
2　資産の確認及び支払の承認
⑴　各協定債権者は、清算株式会社の開始申立日の資産が、現金240円のみであることを確認する。
⑵　各協定債権者は、上記資産を、清算株式会社の清算手続に必要な経費に優先して支払うことを承認する。
3　協定の効力の範囲
本協定は、会社法第571条２項の規定の効力を排除するものではない。
（別紙省略）
以上
横浜地方裁判所川崎支部民事部

再生手続開始

平成２４年（再）第２号
新潟県糸魚川市大字寺地330番地
再生債務者　株式会社糸西トーフ
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月15日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成25年２月12日から平成25年２月19日まで
新潟地方裁判所高田支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２４年（再）第９０号
東京都千代田区神田錦町３丁目６番地
再生債務者　中央化工機商事株式会社
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
1　再生債務者が取得する株式の数　発行済株式総数３万株
2　再生債務者が１の株式を取得する日　下記５の募集株式と引換えにする金銭の払込期間において募集株式の引受人が出資の履行をした日
3　募集株式の数　１万株
4　募集株式の払込金額　１株につき100円
5　募集株式と引換えにする金銭の払込期間　再生計画認可決定が確定した日から２週間が経過した日より再生計画認可決定が確定した日から４週間が経過した日まで
平成24年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２４年（再）第９２号
東京都千代田区神田須田町１丁目４番地15
レスプリ　ヴァルール402号
再生債務者　平野伸二郎
1　決議に付する再生計画案　平成24年12月３日付け再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　債権者集会における行使又は書面投票による行使のうち議決権者が選択するもの
3　債権者集会
⑴　期日　平成25年１月15日午前11時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
4　書面投票期間　平成25年１月７日まで
5　議決権不統一行使の通知期限　平成25年１月４日
平成24年12月10日
東京地方裁判所民事第20部

再生計画認可

平成２４年（再）第６４号
山梨県甲斐市牛句3859番地
再生債務者　株式会社昇仙峡カントリークラブ
1　主文　再生債務者提出の平成24年９月13日付け（同月21日修正）再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された再生債務者提出の平成24年９月13日付け（同月21日修正）再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第６７号
横浜市金沢区鳥浜町13番地10
再生債務者　菱相自動車工業株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第６８号
東京都墨田区東駒形３丁目５番10号
再生債務者　メルクス株式会社
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月12日
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（再）第７９号
香川県丸亀市港町147番地13
再生債務者　株式会社フード・リサーチ
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　決議に付され可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成24年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続終結

平成２１年（再）第１８６号
東京都渋谷区恵比寿西１丁目31番18号
再生債務者　株式会社コムト
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成24年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２４年（再イ）第１５号
長野市上松２丁目16番７号
再生債務者　福田　浩司
1　決定年月日時　平成24年12月13日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月17日から平成25年１月24日まで
長野地方裁判所民事部再生係

平成２４年（再イ）第３６号
三重県四日市市ときわ２丁目12番11―403号
丸美ロイヤル常磐
再生債務者　森　　勝弘
1　決定年月日時　平成24年12月14日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月11日から平成25年１月18日まで
津地方裁判所四日市支部

平成２４年（再イ）第２９号
愛媛県松山市古三津１丁目23番１号　サーパス古三津201
再生債務者　菅原　真一
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月11日から平成25年１月18日まで
松山地方裁判所民事部

平成２４年（再イ）第３５号
愛媛県松山市水泥町214番地２
再生債務者　石川　　豊
1　決定年月日時　平成24年12月14日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成25年１月４日まで
4　一般異議申述期間　平成25年１月11日から平成25年１月18日まで
松山地方裁判所民事部